【臼杵市入札参加資格審査申請　添付提出書類】

●県内に本社もしくは(委任先指定のある)支店等がある会社は必須提出●

関連会社の状況届

提出日：　令和　　年　　月　　日

許可番号　：　大臣・知事　（般・特　　）第　10000　号

所在地　：　臼杵市大字〇〇

商号又は名称　：　うすき建設㈱

↓関連会社の有無について、どちらかに〇

関連会社あり（※以下に内容を記載）	・	関連会社なし（※以下記載不要）

臼杵市に対して、同一の業種で競争入札参加資格審査申請を行っている(既に競争入札参加資格を有する場合を含む。)関連会社の状況について記入し提出すること。
なお、自社が親会社(又は協同組合等)の場合は子会社(又は構成員等)について記入し、自社が子会社(又は構成員等)の場合は親会社(又は協同組合等)及び他の子会社について記入すること。

※「関連会社」とは、次の1. 2の各号いずれかに該当する場合とする。

1. 資本関係

(1)親会社と子会社の関係　…　親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有している場合
(2)親会社を同じくする子会社同士の関係　…　親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有している、という条件を満たす(子会社)同士の場合
(3)協同組合等とその構成員(組合員)等の関係　…　協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、臼杵市の競争入札参加資格を有している(申請している)場合

関連会社の区分(相手方の位置づけ)		関連会社(相手方)の商号又は名称	関連会社(相手方)の代表者氏名	関連会社(相手方)の(建設業許可等)番号	同一入札での指名希望順	備考
親会社	自社が子会社の場合(親会社について記入すること)	おおいた建設㈱	大分(オオイタ)　花子(ハナコ)	知事(特)20000	自社を優先参加	
子会社	自社が親会社の場合(子会社について記入すること)					
子会社同士	自社が子会社で、親会社を同じくする子会社がある場合(親会社を同じくする子会社について記入すること)					
協同組合等の構成員等	自社が協同組合等の場合(構成員等について記入すること)					
協同組合等	自社が協同組合等の構成員等の場合(協同組合等について記入すること)					

許可番号は「相手方」を特定できるように、工事の場合は建設業許可番号や、建設コンサルタントの場合は国土交通大臣登録番号など、公式の管理番号を記入ください。業種ごとの認可番号等がない場合は、税務署による「法人番号」等でも構いません。

同じ業種で、同一入札での指名選定候補となり得る場合は、優先的に選定して欲しい会社がわかるように記載ください。空欄でも構いませんが、その場合は、原則どおり「実績上位から優先選定」する扱いとなりますので、ご了承ください。備考については、その他連絡事項等あれば記載ください。

(※行が不足する場合は挿入等して調整ください)

2. 人的関係

(1)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(2)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
(3)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

自社役員の氏名	自社役員の役職名	関連会社(他方の会社)の商号又は名称	関連会社(他方の会社)の役職名	関連会社(他方の会社)の(建設業許可等)番号	同一入札での指名希望順	備考
大分(オオイタ)　花子(ハナコ)	取締役	おおいた建設㈱	代表取締役	知事(特)20000	特に希望無し	

「人的関係」として役員等を重複する方の氏名を記載し、本届出書を作成する貴社における役職名等を続けて記載ください。

(※行が不足する場合は挿入等して調整ください)

注意事項

1. 提出期限以降、新たに関連会社となった場合又は関連会社の区分等に記載事項の変更があった場合は、臼杵市契約検査課まで速やかに申し出をし、変更後の本書を再提出すること。
2. 入札受付期間中もしくは開札後に、入札参加者が関連会社である旨の情報が寄せられた場合、基準に該当しないことを証明する書類の提出を求めることがある。
3. 関連会社の状況届に虚偽記載があった場合は、臼杵市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止とすることがある。
4. 基準に該当する複数の者が、1者を除いて参加辞退等をすることなく複数者で入札に参加した場合、その入札は無効とする。
5. 本書の提出によって、入札参加資格申請の審査が不利になることはないものとする。ただし、未提出の場合は必要に応じて提出を求める場合があるので、届出に協力をすること。

●「関連会社の状況届」の提出要否判断フローチャート

【注】大分県の「関連会社の状況調書」との主な相違点は、以下のとおりです。

- ●届出である書類の性質に合わせて、名称を「関連会社の状況届」へ変更
- ●提出対象を「県内会社と判定する可能性がある事業者に」限定
- ●「同一の入札に参加する可能性がない」場合は関連会社と判定しない
- ●提出対象となる場合は、関連会社なしでも届の提出を求める

※その他、関連会社とする認定基準の解釈は同様としています。

臼杵市へ入札参加資格の審査申請を行う場合

↓

大分県内に、本社や支店、営業所などがありますか？
（※原則として委任先指定があるもののみ）

ない → **「関連会社の状況届」の添付提出は不要です。**
※県内に本社が無く、「入札や契約の権限を委任した支店や営業所等」もない場合は、本書の提出を原則不要とします。ただし、各案件の入札参加意思表示時点での提出書類で、本書に類するものを求めることがあります。また、入札発注の案件内容によって必要となった場合も本書の追加提出を求めることがありますので、予めご了承ください。

注：臼杵市内業者は全て提出対象です。

ある ↓

同じ業種区分で、臼杵市へ入札参加資格審査申請をする関連会社がありますか？
注：同じ業種区分とは、「土木一式工事」「電気工事」「管工事」等の工種や、「測量コンサルタント」「土木コンサルタント」等の業種が同じ区分のことを指します。

ない ↓

「関連会社なし」として、状況届を提出してください。
※入札発注は基本的に「業種ごと」に行うことから、業種が全く異なる場合は「同一の入札に参加することがない」ため、解釈としては「（同一の入札に参加する可能性がある）関連会社なし」として届出ください。

ある ↓

その関連会社は、状況届の様式に記載の対象条件に合致しますか？
（※資本関係もしくは人的関係のいずれか）

しない → **「関連会社なし」として、状況届を提出してください。**

する ↓

「関連会社あり」として、状況届を提出してください。
※親会社・子会社問わず2者以上の関連会社が存在する場合は、それぞれで「関連会社の状況届」を提出ください。
なお、本書提出によって入札参加資格の審査申請が認められないなど、不利益が生じることはありません。